

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

労働者派遣法改正案の施行、9月 パートは時間選択で働き手に考慮

労働者派遣法改正案が2回も廃案となり、施行が9月延びた。一説には厚労省は派遣法の生みの親として「派遣法はモノを扱うように乱暴な制度だった」として猛省しているという噂が飛んだ。

3回目も①派遣社員の受け入れ期限(3年間)を事実上なくす、②業務区分の廃止一の2つの骨格は残す。しかし人が入れ替われば同じ仕事をそのまま派遣社員に任せられるようになる仕組みで人事担当者や派遣元企業には「派遣社員の固定化につながるのでは」との声も出ている。

この改正派遣法には、時代遅れ感が漂い「飽きあき」している雰囲気がある。逆にいうと、企業側の担当者には人材確保という「待てない」事情を抱える。14年の総務省の労働力調査によると就業が週34時間以下の短時間労働者は1669万人と前年よりも84万人増え、うち6割にあたる50万人が女性だ。

内訳は医療介護で14万人増、卸小売業で7万人増、運輸業4万人増と人手不足の業種へ雪崩を打ったように労働力が集中している。短時間勤務でも時間給の単価が高ければ、派遣にこだわるという人は減っていく。イオンは一日2時間パート、ユニクロは週20時間の正社員という制度を始めている。介護のツクイは就業希望日を合わせる仕組みで介護資格者を大量に採用した。派遣とパートは同じ土俵では語れないが、制度は生き物で、廃案も勇気のいる決定なのだ。

税務会計

確定申告終了も納付の振替日に注意 所得税は4月20日、消費税は4月23日

2014年分所得税の確定申告は3月16日で終了(消費税・地方消費税の確定申告は3月31日まで)したが、確定申告は税金を納めて完了する。所得税の納期限は申告期限と同じ3月16日、個人事業者の消費税等は3月31日までだが、税金の納付を忘れていないだろうか。

税務署からは納付書の送付や納税通知書などのお知らせは全くないので、納期限までに最寄りの銀行や郵便局、所轄税務署に出向き納付しなければならない。

特に、振替納税を利用している人は、確実に銀行口座から引き落とされるように、あらかじめ指定口座の残高を確認し、振替日の前日までに納税額に見合う預貯金額を用意したい。今年の振替日は、所得税が4月20日(月)、消費税及び地方消費税が4月23日(木)。1円でも足りないと振替ができないことになり、納税のために延滞税も加えたところで銀行や税務署に足を運ぶことになってしまう。

納期限までに納税できないと、納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税と本税を併せて納付することになる。

振替納税についても、残高不足などで振替ができなかった場合は、同様に納期限までさかのぼってその翌日から延滞税がかかる。延滞税は、3月16日から5月15日までの2ヵ月間は年2.8%、それ以降は年9.1%の割合でかかる。この超低金利時代には高い金利だ。期限内納付を心がけたい。

今週のキーワード

労働者派遣法 改正案

「派遣期間規制への見直し」で、現行では専門業務等の「26業務」には期間制限がなく、その他の業務には最長3年の期間制限がかかる。これを廃止し新たに次の制度を設ける。①事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは3年を上限とする。これを超えて受け入れるには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。②個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位(課)における同一の派遣労働者の受入れは3年を上限とする。